

光市公告第28号

条件付き一般競争入札を行うため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、下記のとおり公告する。

令和8年6月8日

光市長 芳岡 統

記

1 業務名

光市指定可燃ごみ袋の作製及び配送業務

2 業務場所

光市内一円

3 業務内容

別紙仕様書のとおり

4 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 入札参加資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) この公告の日の前日までに、山口県内に本社又は本店を有していること。

- (3) 国税及び光市税の未納及び滞納がないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間のいずれの日においても指名停止期間中等でないこと。
- (5) 相互に資本関係又は人的関係のある者が同一案件に参加していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続の適用を受けている者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続の適用を受けている者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていること。
- (8) 過去5年以内に、自治体の指定ごみ袋作製の実績があること。

6 申請書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
- (2) 履歴事項全部証明書又は身分証明書
- (3) 税の未納及び滞納がないことの証明書（国税及び光市税）
- (4) 使用印鑑届
- (5) 委任状（契約、請求等を本社以外で行う場合）
- (6) 直近1年間の決算書類
- (7) 暴力団排除に関する誓約書
- (8) 自治体の指定ごみ袋作製の実績を証する契約書等の写し

7 設計図書及び申請書類の入手方法

光市環境事業課のホームページからダウンロードすること。

8 申請方法

- (1) 6に掲げる書類を、光市環境事業課（〒743-8501 光市中央六丁目1番1号）に提出すること。ただし、令和8年度光市物品調達等競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、6（1）のみを提出するものとする。なお、FAX及び郵送での提出は不可とする。
- (2) 申請書類の提出期限は、令和8年6月19日（金）午後5時までとする。なお、申請書類の訂正及び差替えは、申請書類提出期限後はできない。

9 入札参加資格確認通知

申請書類の審査後、入札参加については、令和8年6月23日（火）に別途「一般競争入札参加資格確認通知書」をFAXで通知する。

10 質問の方法

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書を通知した者のうち、入札参加資格を有すると認められたものは、本契約及び入札に関して質問があるときは、FAXにより質問書を提出すること。

FAX番号 0833-72-6166（光市入札監理課）

- (2) 質問書の提出期限は、令和8年6月26日（金）正午までとする。
- (3) 質問の回答は、令和8年6月29日（月）までに、入札参加資格を有すると認められたもの全員に、質問内容と併せてFAXにより書面で回答する。

11 入札日時及び場所

- (1) 入札日時 令和8年6月30日（火） 午前10時
- (2) 入札場所 光市役所3階 大会議室1号室

12 入札保証金

免除

1.3 入札に関する事項

(1) 入札書の記載

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札書に記載する金額は、委託料の総額（指定袋作製費の合計及び配送費（見込数量）の合計）とすること。

ウ 入札書に記載する日付は、入札日の日付とすること。

(2) 入札の執行

ア 郵送での入札書の提出は認めない。

イ 入札書の提出は、入札書を件名及び入札者の名称を表記した封筒に入れて、入札箱に入れることにより行う。入札箱に投函後の書換え、引換え、撤回等はできない。

ウ 本入札では予定価格を定めており、入札書のコ額が予定価格以下で、かつ、最低価格である者を落札者とする。なお、開札の結果、落札者となるべき者が2人以上いる場合は、くじで落札者を決定する。

エ 入札の回数ハ、3回までとする。1回目で落札した場合は、1回で終了する。この1回目の入札に参加しなかつた者は、再度の入札には参加できない。

オ 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約を締結することができるときは、エによる最低入札価格と予定価格との差が6パーセントの範囲内のときとする。

カ 入札の無効は、光市財務規則（平成16年光市規則第47号）の例に

よる。

(3) その他

ア (1)及び(2)に掲げるもののほか、入札及び契約に関する事項は、光市財務規則及び光市物品調達等の指名競争入札に関する要綱（平成20年光市告示第5号）の例による。

イ 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加資格の制限又は指名停止等の措置を受けた場合は、契約を締結しない。

1.4 契約の解除

5の資格を失ったとき、又は仕様書に定める規定を履行できないときは、契約を解除する。この場合において、受託者に損害が生じても市はその責めを負わない。